

○承認工事に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市水道事業給水条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第2号。以下「規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、承認工事の施行について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 承認工事の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公道（法定外公共物を含む。）に配水管を布設又は移設するもの
- (2) 開発区域内の道路に配水管を布設又は移設するもの

2 前項第2号に規定する開発区域内の道路は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項本文の規定により許可を受けた開発行為及び同条同項ただし書に規定する開発行為を行う区域内に布設する道路
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業で、当該事業を施行する区域内に布設する道路

(施工業者)

第3条 規程第4条第1項に規定する指定給水装置工事事業者は、大府市指定給水装置工事事業者のうち水道工事について大府市入札参加業者として登録されているもの（以下「施工業者」という。）とする。

(工事の申込み及び施行決定)

第4条 承認工事を施行しようとする者は、施工業者に直接工事を依頼し、承認工事申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に別表第1に定める図書を添付して、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込書について審査を行い、適当と認めるときは工事担当者を指定し、承認工事施行通知書（第2号様式）及び工事担当者指定通知書（第3号様式）を申込者に送付するものとする。

3 前2項の規定は、申込者が承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(工事担当者)

第5条 前条第2項に規定する工事担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 申込書の適正な履行のための施工業者（現場代理人）に対する必要な指示、承諾、確認又は協議に関すること。
- (2) 申込書に基づく承認工事施行のための、施工業者が作成した図書の承認に関すること。
- (3) 申込書に基づく立会、工事等の施行状況の検査及び使用材料の試験又は検査に関すること。
- (4) 工事等の内容変更、一時中止又は打切りに関すること。

(5) 完了検査に必要な資料等の確認に関すること。

(現場代理人及び主任技術者等)

第6条 施工業者は、大府市工事施行事務取扱要綱第20条第1項に基づき、現場代理人、主任技術者及び給水装置工事主任技術者を設置し、その氏名その他必要な事項を施工計画書に明記しなければならない。

2 前項に規定する現場代理人、主任技術者及び給水装置工事主任技術者は、当該施工業者の従業員の中から選任しなければならない。

(下請負の届出)

第7条 施工業者は、承認工事を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、施工計画書にその旨を明記しなければならない。

(完了検査)

第8条 申込者は、承認工事の完了後速やかに、完了検査申請書(第4号様式)及び寄附申出書(第5号様式)に別表第2に定める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書及び寄附申出書の提出があったときは、14日以内に完了検査を行うものとする。

3 市長は、完了検査の結果、不備がないと認めたときは、申込者に検査済証(第6号様式)及び寄附受理通知書(第7号様式)を送付するものとする。

(給水)

第9条 申込者は、当該工事で布設又は移設した配水管を使用し給水を受けようとするときは、規程第2条の給水装置工事申込書に検査済証の写しを添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。